

かながわソーラーバンクシステム実施要領

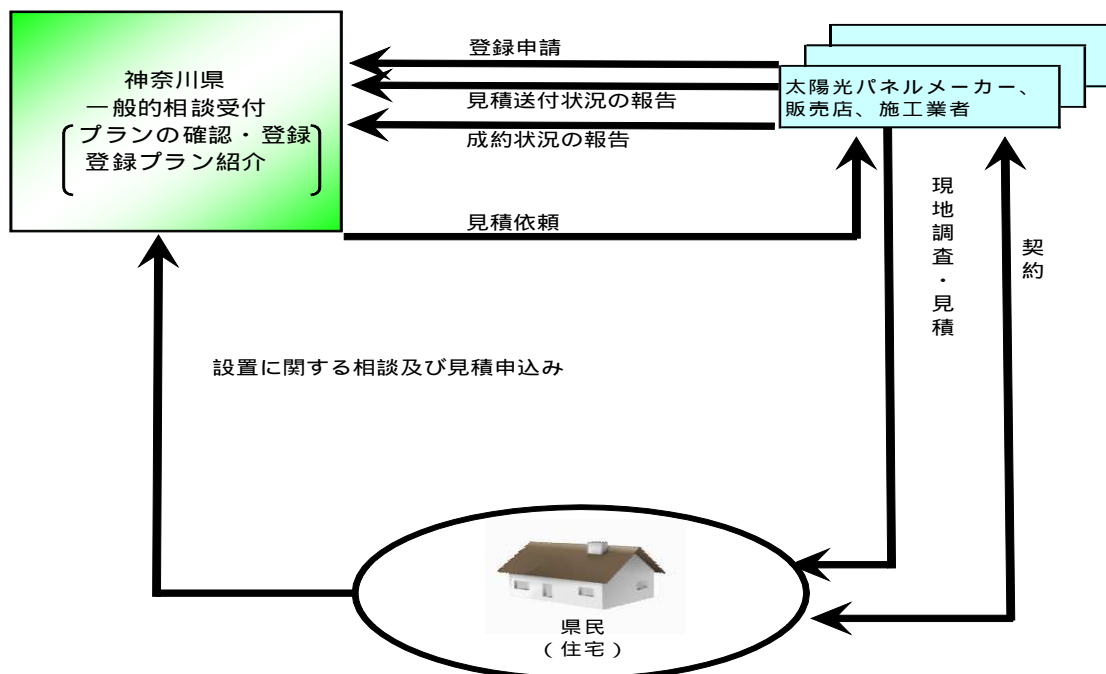
平成29年3月31日 神奈川県制定

1 目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入加速化などに取り組んでいます。

その一環として、太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただける民間事業者の設置プランを募集し、優れたプランを「かながわソーラーバンクシステム」（以下「ソーラーバンクシステム」といいます。）設置プランとして登録・運用し、太陽光発電の導入促進を図ってまいります。

【かながわソーラーバンクシステム概要図】



県民の希望により、見積の提出は神奈川県を経由する場合があります。

2 募集内容

太陽光発電設備を県民や県内事業者の方々にリーズナブルな価格で安心して設置していただける設置プランを募集します。

(1) 特長のある設置プラン

- ア 無償で太陽光発電設備を設置し、発電した電気を安い電気料金で供給する電力小売プラン
電力小売全面自由化に合わせ、無償で太陽光発電設備を設置し、その住宅等に安い電気料金で電力供給を行うプラン
- イ D I Yプラン
太陽光発電設備を県民等が自ら組立てや設置をするプラン
- ウ その他、事業者が独自に考案するプラン

(2) 基本プラン

次の要件を満たすものを募集します（特長のある設置プランの場合は、次の要件を満たす必要はありません）。

基本プランの登録要件

基本プラン仕様・登録要件		
建物用途種別	住宅（戸建・共同含む）	
屋根形状・材質	制約なし	
太陽光発電設備	設備容量	10kW未満
	設置費用 回収目安	制約なし
	設備認定要件 (固定価格買取制度)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項に基づく、再生可能エネルギー発電設備の認定基準を満たすこと
保証	出力保証	公称最大出力80%以上の出力を最低10年間保証、無償
	システム保証	最低10年間保証、無償
	施工保証	最低10年間保証、無償
見積料	無料	
その他	太陽電池モジュールのメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること	

3 登録申請事業者

登録申請する事業者は、登録した設置プラン（以下「登録プラン」といいます。）に則して太陽光発電設備を設置し、設置後は保証や定期点検等を行っていただくこととなりますので、必要な体制を検討してください。また、登録申請は、単独の事業者が行う場合と、複数の事業者が団体等を組成して行う場合が想定されます。後者の場合は、複数事業者のうち登録申請する事業者一人を代表事業者（以下、「代表事業者」といいます。）としてください。

(1) 代表事業者の役割

代表事業者は、次の業務を行っていただきます。

- ア 設置プランの登録申請手続き
- イ 神奈川県から登録プランの見積申込みの送付を受けた後の現地調査、見積書作成、設置工事等の進捗管理及び必要な事業者間の調整等
- ウ 県民から、見積申込み等を受けた案件や成約状況に関する県への報告
- エ その他、ソーラーバンクシステムに関する県との連絡調整

(2) 代表事業者の要件

代表事業者は、次の要件を備えていることとし、誓約書の提出により確認を行います。

- ア 直近の決算財務諸表が債務超過となっていないこと。
- イ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ウ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- エ 次の申立がなされていないこと。
 - (ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立
 - (イ) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立
 - (ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立
- オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- カ 県税その他の租税を滞納していないこと。
- キ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ク 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 個々の事業者（販売店、施工業者）の要件

ソーラーバンクシステムに参加する事業者のうち、販売店（太陽光発電設備を設置する県民と直接、契約を締結する事業者）と施工業者（太陽光発電設備の設置工事を行う事業者）については、次の要件を満たしている必要があります。

ア 販売店及び施工業者

県内に現に事務所を有して事業を行っていること。この事務所は、支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有していること。

イ 販売店

設置プランで採用する太陽光パネルの取引実績があること。

ウ 施工業者

設置プランで採用する太陽光パネルのメーカーの施工IDを有していること。

4 ソーラーバンクシステムの運用に係る役割分担

(1) 神奈川県

ア 見積申込み受付等

太陽光発電設備の設置に関する一般的な相談に応じるとともに、登録プランの見積申込みを受け付け、登録事業者に送付します。

イ 広報

ソーラーバンクシステム及び登録プランについて、神奈川県のホームページや広報紙に掲載するなど多様な方法で積極的にPRを行います。

(2) 登録プランを申請した事業者

県から登録プランの見積依頼の送付を受けた後は、次の業務を行っていただきます。

ア 仮見積書の提示、現地調査、現地調査に基づく見積書の提示、契約締結及び工事施工等

申込者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示していただきます。（その場合、申込者に対して設置予定建物の図面等の貸し出しをお願いすることができます。）その後、必要に応じて現地調査を行い、それに基づく見積書を作成し、改めて申込者に提示してください。

なお、申込者の意向によっては、仮見積書の提示を省略し、現地調査の上、それに基づく見積書の作成・提示を行ってもかまいません。

現地調査及び見積書の作成・提示については、無料で行っていただきます。また、太陽光発電設備を設置するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどが必要となる場合や登録プランと異なる仕様の太陽光発電設備を設置する場合は、申込者と協議して進めていただきます。

太陽光発電設備の設置に係る契約締結に至った場合には、原則として、成約日から30日以内に設置工事を行い、契約内容に基づいた対応を行っていただきます。

イ 登録プランの見積送付状況及び成約状況の報告

申込者に見積書を送付した場合、速やかに様式4により県エネルギー課にメール等により報告していただきます。

また、登録プランの成約があった場合、県に四半期毎に、報告していただきます。

ウ 個人情報の管理

見積申込みや現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理していただきます。

エ 事故等の報告

現地調査や太陽光発電設備の設置工事の施工等において、苦情を受けたり、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告していただきます。

5 設置プランの登録申請受付期間及び方法等

(1) 申請受付期間

通年受付（8時30分から17時まで） 祝日、休日及び12月29日から1月3日を除く

(2) 申請方法

申請書を神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ持参又は郵送してください。

(3) 質問及び回答

不明な点がある場合は、随時、県エネルギー課にお問い合わせください。

(4) 登録処理期間

申請書に不備がない場合、申請書の受領後、1週間から2週間程度で登録を行います。
なお、設置プラン等の内容に関して問い合わせる場合がありますので予め御了承ください。

6 設置プラン登録申請書の提出

(1) 申請書の提出者

申請書は、代表事業者から提出していただきます。

(2) 申請書及び添付書類

ア 申請書

申請する事業者の体制に応じて、次の様式を提出してください。なお、様式は必ず所定のものを使用してください。県エネルギー課ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/>

イ 添付書類

(ア) 代表事業者の商業登記簿謄本（写し可）

(イ) 代表事業者の直近の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）

(ウ) 代表事業者が申請資格を満たしていることを記載した誓約書
（別紙を参考に作成してください。）

(エ) 使用する太陽光パネル及びパワーコンディショナが掲載された製品カタログ

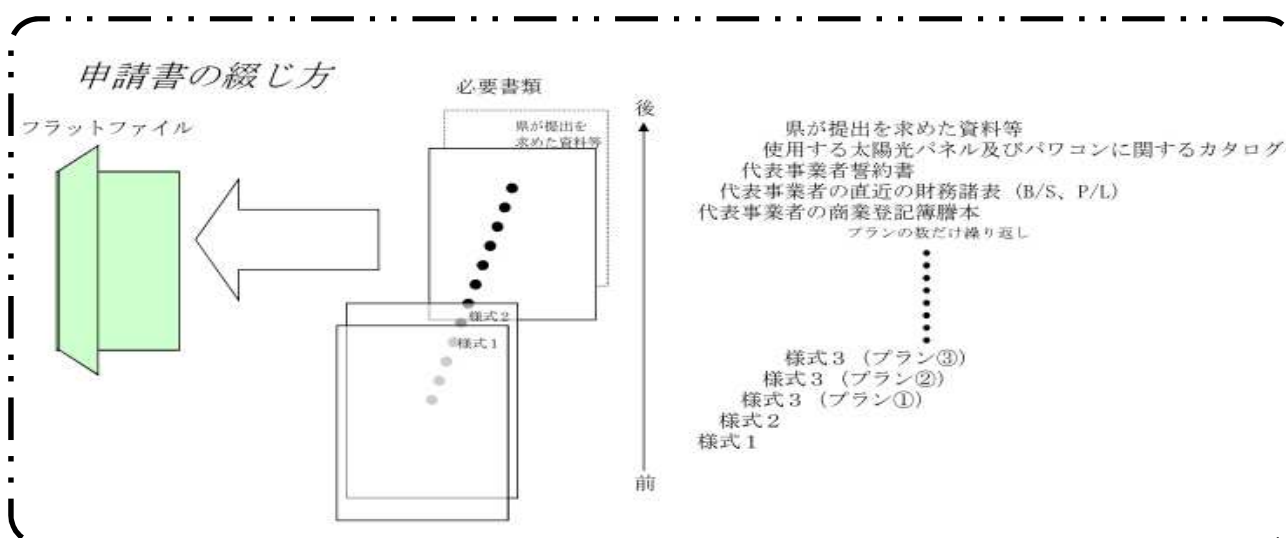
(オ) その他県が提出を求めた書類

ウ 提出部数

正本1部、副本（コピー）1部。また、申請書の内容を保存したCD-R1枚を併せて提出してください。

エ 申請書の綴り方

以下の順番でフラットファイルに綴じ込んでください。



(3) 提出後の申請書の取扱い

- ア 申請書の変更、差替え、再提出、返却には応じられません。
- イ 申請書の著作権は、代表事業者に帰属します。
- ウ 申請書は、審査及び登録後の事業運営に使用します。
- エ 申請書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、代表事業者が負います。

7 設置プランの登録

申請書の書類審査を行い、本実施要領で示している要件をすべて充足している設置プランを、順次登録し、代表事業者に文書でその旨を通知します。なお、登録は、有効期限を設けず、原則として継続することとします。

8 設置プラン及び事業者等の公表

神奈川県ホームページに、参加する事業者の体制（様式2）及び設置プランの内容（様式3）を掲載します。

9 登録抹消、変更、削除等

(1) 登録の抹消、変更

登録の抹消を希望する場合には、登録抹消申請書（様式5）を提出してください。

また、設置プランの内容（様式3）のうち、太陽光パネル等主要機器を変更する場合は、同様に登録抹消申請を行い、改めて登録申請を行ってください。

それ以外の参加する事業者の体制（様式2）又は設置プランの内容（様式3）の変更については、随時、県エネルギー課と協議してください。

(2) 登録の削除等

登録の申請内容に、虚偽があることや重大な誤りがあることが判明した場合には、登録の削除等（紹介の一時停止等を含む）を行います。

また、見積申込みを受け、その後に行う現地調査や太陽光発電設備の設置工事等に関連して、県民から販売店や施工業者の対応等に関する不満や苦情が、県に寄せられた場合、その状況を確認するため関連する事業者を対象に聴取や調査を行うことがあります。対応等が適切ではなかったと認められる場合には、改善を求めますので、速やかに対応していただくようお願いいたします。

なお、改善が認められず、かつ、同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合には、関連する事業者の除外や、登録の削除を行いますので、予め御了承ください。

10 本システムの見直しについて

本システムの運用状況を勘案し、必要に応じて登録要件の見直し等を行う場合がありますので、予め御了承ください。

なお、見直しを実施する場合には一定の猶予期間を設けます。

11 問い合わせ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4090

エネルギー課ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/>